

令和2年3月2日

保護者の皆様

京都市立衣笠中学校  
校長 上山 義宏

## 学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（一斉臨時休業要請への対応）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

文部科学省から、子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校での一斉臨時休業の要請について通知がありました。

それに基づき、本市における対応方針が教育委員会から示されたため、本校においても下記のとおり休校の対応を行いますので、ご連絡申し上げます。

### 記

#### 1 臨時休業期間等について

- ① 3月4日（水）までは、通常の登校日とします。
- ② 3月5日（木）から春季休業期間前日まで、臨時休業期間とします。
- ③ 3月25日（水）から4月5日（日）までの春季休業期間も、臨時休業期間の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に取り組むこととします。
  - ※ 臨時休業期間は、状況に応じて、短縮等変更する場合があります。
  - ※ 春季休業期間の子どもたちの過ごし方は、別途、お知らせいたします。
  - ※ 上記②③の期間中（以下「臨時休業等の期間」という。）における子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、御覧いただくようお願いいたします。

#### 2 臨時休業期間の対応等

- ① 3月4日（水）までの登校日は、「休校中、一人一人の子どもの居場所、安心・安全の確保に向けて、学校・園において、各御家庭の状況をはじめ、一人一人の子どもの状況をしっかり把握し、家庭との連携、休校中の生活・学習等についての子どもへの指導や保護者への説明など準備を行うとともに、各御家庭においても御準備いただくための期間」とされております。

本校においても、各御家庭と連携し、子どもたちの安心・安全な生活に向け準備を進めて参りますので、御協力をよろしくお願いいたします。

#### ② 臨時休業期間の基本的な過ごし方

ア 臨時休業等の期間中は、特に、感染拡大防止に取り組むという本措置の趣旨を踏まえ、可能な限り子どもたちが自宅で過ごせるようにしてください。

また、御自宅でも健康観察に取り組んでいただくため、3月4日（水）までに、別途、御依頼文書を配布させていただきます。

イ ただし、保護者の方の就労状況や学童保育所等の受入状況などを踏まえ、自宅において過ごすことが難しいといった状況等がある場合に、例外的な対応として、8時45分から15時15分の範囲で、生徒の受け入れを行います。ただし、登下校中も含めて生徒の安全・安心を確保するため、その際には必ず事前に保護者様より学校へお申し出いただきますようお願いいたします。

（万が一、生徒に発生した災害等に対しては、スポーツ振興センターの災害給付対象となるために、受け入れにあたって事前に登校する生徒を把握し、かつ校内においても教員による監督下のもとで活動がおこなわれていることが必要となります）。

（裏面があります）

なお、感染拡大防止の観点から、風邪等の症状のある子どもたちについては自宅休養をお願いいたします。

実施期間は、3月5日（木）から3月19日（木）までの、土・日・祝日を除く日とします。

③ 学校行事の関係

卒業式（3月13日：金）並びに修了式（3月24日：火）は、市内の感染状況に大きな変化がない限り、感染拡大防止の措置や参加者の限定、式典時間の短縮など実施方法の工夫のうえ、実施いたします。詳しくは、3月4日（水）までにお知らせを配布いたします。

④ 臨時休業期間中の子どもたちの生活や学習について

別添「衣笠中学校に通う児童（生徒）の皆さんへ」を参照するなどして、子どもたちの生活面については、規則正しい生活を送ること、不要不急の外出を控えることなど、各御家庭でも指導してください。

また、学習面については、これまでの学習の振り返りや3月に予定していた学習内容、新年度の学習に向けて必要な内容等について、一人一人の子どもたちの課題等に応じて、教科書、補助教材、学習プリント等を活用した学習課題をお伝えしますので、しっかりと家庭学習が行えるよう、各御家庭でも、適切な指導をお願いします。

なお、学年末の学習評価については、臨時休業期間の影響による不利益が生じないように配慮いたします。